

生産性向上助成について（経過措置）

生産性を向上させた建設事業主に対して助成額を増額する生産性向上助成は、令和5年度より廃止となり、令和5年度以降に計画届や支給申請を行うものについて、生産性向上助成は適用されません。

一方、**令和4年度までに計画届を提出した下表①に記載のコース及び令和4年度までに認定訓練または技能実習を開始した下表②に記載のコースについては、経過措置として生産性向上助成が適用されます。**

生産性向上助成（経過措置）の対象となるコース

①	人材確保等支援助成金	若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース（建設分野）	事業主経費助成
		作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）	女性専用作業員施設 設置経費助成
②	人材開発支援助成金	建設労働者認定訓練コース	賃金助成
		建設労働者技能実習コース	経費助成
			賃金助成

次の方法で計算した「生産性要件」を満たすことが要件となります。
増額の詳しい内容については、各助成メニューのページをご確認ください。

①「人材確保等支援助成金」の場合

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、以下のいずれかに該当すること。

- (i) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。
- (ii) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること。
（金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。）

②「人材開発支援助成金」の場合

訓練開始日が属する会計年度の前年度の「生産性」と、その3年度後の会計年度の生産性を比較し、6%以上伸びていること。

【「生産性」の計算方法（①②共通）】

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

（「日雇労働被保険者」や「短期雇用特例被保険者」を除きます。）

※「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

生産性要件の確認ができます

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。
ダウンロードはこちらから↓
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>
- なお、生産性要件を満たした建設事業主が増額された助成額での支給申請を行う場合は、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類（「損益計算書」、「総勘定元帳」などの提出が必要となります。
- 助成額の増額を受けない場合、「生産性要件算定シート」および各勘定科目の額の証拠書類の提出は必要ありません。